



長野県報

7月5日(木)
平成24年
(2012年)
第2383号

目 次

告 示

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定（健康長寿課）	1
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定の辞退の届出（健康長寿課）	2
長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部改正（こども・家庭課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（12件）（県民協働・NPO課）	3
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（財産活用課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	9
一般競争入札（信州の木振興課）	9
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（都市計画課）	10
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）	10
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	11
一般競争入札（企業局）	12
一般競争入札（特別支援教育課）	13
正誤（森林づくり推進課）	14

告 示

長野県告示第505号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成24年7月5日

名 称	所 在 地	長野県知事 阿部 守一 指定年月日
医療法人慶和会花村医院	松本市大字新村247番地1	H24. 3.21
コスコ薬局 大町南店	大町市大町2952-1	H24. 3.30
長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センターみづうみ診療所	諏訪市大字豊田2400-9	H24. 4. 1
さくら薬局 長野豊科店	安曇野市豊科南穂高494-8	H24. 4. 1
たけなか医院	小県郡長和町古町967-3	H24. 4. 2
金田医院	飯田市高羽町2-2-1	H24. 4. 2
コスモファーマ岩村田薬局	佐久市岩村田1081-1	H24. 5. 1
秋和コスマス薬局	上田市秋和361-2	H24. 5. 1
荻原医院	佐久市岩村田1055-2	H24. 5. 7
ソレイユ薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪12208-3	H24. 5.25
佐々木小児科医院	北佐久郡御代田町御代田4106-123	H24. 6. 8

健康長寿課

長野県告示第506号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成24年7月5日

名 称	所 在 地	長野県知事 阿 部 守 一
医療法人慶和会花村医院	松本市大字新村2053番地5	辞退年月日 H24. 3.20
金田医院	飯田市高羽町2-2-1	辞退の効力 H24. 3.31
さくら薬局 長野豊科店	安曇野市豊科南穂高492-1	発生年月日 H24. 3.31
白ゆり調剤薬局 安曇野店	安曇野市豊科南穂高494-8	H24. 3.31
秋和コスマス薬局	上田市上塙尻161-1	H24. 4.30
佐々木小児科医院	北佐久郡御代田町御代田4106-123	H24. 5.18
春日薬局	上伊那郡辰野町辰野1710番地6	H24. 6.30

健康長寿課

長野県告示第507号

長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成16年長野県告示第425号）の一部を次のように改正し、平成24年7月9日から施行します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿 部 守 一

第2第2項を次のように改める。

2 この要綱が適用される夫婦は、法律上の婚姻をしている夫婦とする。

第4第3項第3号中「(外国籍を有する者にあっては、外国人登録原票記載事項証明書)」を削る。

様式第1号中「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

こども・家庭課

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第509号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
泰阜村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年7月5日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種